岡図総第19号

令和８年度岡山県立図書館電子書籍利用業務に係る
公募型プロポーザルの公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり提案（公募型プロポーザル）を募集する。

令和８年６月24日

岡山県立図書館長　小林　伸明

１　業務の内容

（１）業務名
　令和８年度岡山県立図書館電子書籍利用業務
（２）業務内容
　「岡山県立図書館電子書籍利用業務仕様書」のとおり
（３）契約期間
　契約締結日から令和９年３月31日（水）まで
（４）契約限度額
　６，３００，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　参加資格

本件に参加しようとする事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（３）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
（４）入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「８：情報・通信サービス」、格付区分がＡであること。
（５）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
（６）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
（７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年２月１日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

３　契約に関する事務を担当する課室の名称等

〒７００－０８２３　岡山県岡山市北区丸の内二丁目６番30号
岡山県立図書館　総務・メディア課
電話（０８６）２２４―１２８６
ＦＡＸ（０８６）２２４―１２０８
電子メールアドレス：kento@pref.okayama.lg.jp

４　契約条項を示す場所
　上記３の場所とする。

５　プロポーザル参加手続等
　本件に参加を希望する者は、「プロポーザル参加資格確認申請書」（様式第１号）を次のとおり提出しなければならない。また、参加者は、提出した書類等について上記３の契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（１）仕様書等の配布期間及び場所
①配布期間
　令和８年６月24日（水）から同年７月10日（金）まで（岡山県立図書館条例施行規則（平成16年岡山県教育委員会規則第17号）第３条に規定する休館日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
②配布場所
　上記３に同じ。また、岡山県教育委員会ホームページ若しくは岡山県立図書館ホームページ（https://www.libnet.pref.okayama.jp/tosyokan/index.htm）からダウンロードすることもできる。

（２）プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
①提出期間
　令和８年６月24日（水）から同年７月10日（金）まで（岡山県立図書館条例施行規則（平成16年岡山県教育委員会規則第17号）第３条に規定する休館日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
②提出書類
　ア　プロポーザル参加資格確認申請書（様式第１号）【１部】
　イ　契約保証金に係る確認書類（契約保証金の免除を申請する場合のみ）【１部】
③提出場所
　上記３に同じ。
④提出方法
　持参、電子メール又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）
　電子メールで提出する場合は、PDFファイルで送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は「【参加申込】Ｒ８岡山県立図書館電子書籍利用業務_提出日_会社名」とすること。
⑤参加表明手続後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第５号）をPDFファイルで上記３に記載の電子メールアドレスに送付すること。
また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は、「【参加辞退】Ｒ８岡山県立図書館電子書籍利用業務_提出日_会社名」とすること。

（３）プロポーザル参加資格要件の審査
①審査結果の通知
　プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、本件に参加することができない。
②プロポーザル参加資格要件不適合の理由の説明要求
　プロポーザル参加資格要件不適合通知を受け取った者は、不適合通知を受け取った日から起算して７日以内までに、上記３の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。

（４）仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和８年６月24日（水）から同年７月10日（金）まで（岡山県立図書館条例施行規則（平成16年岡山県教育委員会規則第17号）第３条に規定する休館日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

②方法

「仕様書等に対する質問・回答書（様式第２号)」により上記３の宛先に電子メールで送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は「【質問】Ｒ８岡山県立図書館電子書籍利用業務_提出日_会社名」とすること。

③回答

電子メールにより回答する。また、岡山県立図書館ホームページ（https://www.libnet.pref.okayama.jp/tosyokan/index.htm）に掲載する。

④その他

プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

６　技術提案

（１）提案書等の提出

本件に参加する者は、次の場所に提案書等を指定する部数提出しなければならない。

①提出期限

令和８年７月17日（金）午後５時（必着）

②提出場所

上記３に同じ。

③提出書類

ア　提案書（様式第３号)【PDFデータ＋書面１部】

イ　技術提案書（様式は定めないが、Ａ４サイズとする)【PDFデータ＋書面６部】

・「岡山県立図書館電子書籍利用業務仕様書」及び「令和８年度　岡山県立図書館電子書籍利用業務評価項目一覧」の評価の観点に基づき、岡山県立図書館が求める機能及び提案者の優位性について、わかりやすく提案すること。なお、提案書の構成は、①業務目的、②コンテンツの内容、③機能・サポート、④実施体制、⑤その他特記事項とすること（本文中に、「詳細は別紙」として資料添付の形でもよい。)。

・本業務の統括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを上記④実施体制に記載すること。

ウ　電子書籍提案コンテンツ一覧（任意様式)【PDFデータ＋書面６部】

・業務仕様書５（１）に基づき、電子書籍提案コンテンツの一覧を作成すること。

エ　企業の概要等（任意様式)【PDFデータ＋書面６部】

・既存のパンフレットでも可。

オ　見積書（様式第４号)【PDFデータ＋書面１部】

・積算根拠が明確になるよう経費の内訳も含め具体的に記載すること。

・積算内訳の参考として、「ウ　電子書籍提案コンテンツ一覧」を１部添付すること。

・当館が利用している図書館総合システム（NECソリューションイノベータ株式会社製「Lics-WebⅡ」）の改修費を除く、本業務に係る開発費、人件費、クラウド利用料、事務経費その他必要と見込まれる経費を全て計上すること。

④提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。）

PDFデータについては、電子メールで上記３に記載の電子メールアドレスへ送付すること。（メール１通につき、10MB以内として送付すること。）

また、送信後には、到着したことを電話で上記３に確認すること。なお、メールの件名は、「【提出】Ｒ８岡山県立図書館電子書籍利用業務_提出日_会社名」とすること。

（２）技術提案書の説明

本件に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時

令和８年７月24日（金）（時間については別途連絡する。）

②場所

場所等の詳細は、参加者に後日通知する。

③技術提案の所要時間

・プレゼンテーション　15分以内
・質疑応答　15分程度

④注意事項

・各参加者の開始時間は後日通知する。なお、説明の順番は当館においてくじ引きにより決定する。
・出席者は１者当たり５名までとする。
・プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。
・審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
・審査会では、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う。
（プロジェクター、ＨＤＭＩケーブルは岡山県立図書館において準備する。プレゼンテーションで使用する端末は、参加者が持参すること。なお、接続端子はＨＤＭＩ端子である。）
・プレゼンテーション参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴できない。
・指定する開始時間に遅れた場合は、評価対象としない。

７　優先交渉権者の選定方法

別途設置する「令和８年度 岡山県立図書館電子書籍利用業務技術提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」で審査の上、総合的に判断する。

（１）評価方法

①審査委員会に先立ち、同事務局は、見積書の価格に対する評価について、事前評価する。

②委員は、提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに、総合的に評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。

③集計結果をもとに、全委員による協議を行って優先交渉権者を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定することとする。なお、各委員の評価に係る採点の平均点が60点に満たない場合は、評価の対象とならない。

また、提案者が１者であった場合でも評価を行い、採点の平均点が60点以上であった場合は当該提案者を優先交渉権者とする。

（２）評価の観点

別に示す、「令和８年度 岡山県立図書館電子書籍利用業務評価項目一覧」に基づき評価する。

（３）選定結果の通知及び公表

選定結果は後日文書により通知する。なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

（４）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

・提出書類に虚偽の記載をした場合
・審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

・上記２の参加資格要件を満たしていないと判明した場合

８　契約書の作成要否　　要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

９　契約

優先交渉権者は、上記３の契約担当者と提出書類をもとに契約条件を調整の上、契約を締結する。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

10　契約保証金

岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号）第１５３条及び第１５５条の規定による。

契約保証金の免除を希望する場合は、プロポーザル参加資格確認申請書（様式第１号）の添付書類として、岡山県財務規則第１５５条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

11　その他

（１）提出書類の作成と提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）参加者から提出された全ての書類は、本件による優先交渉権者選定以外の目的では使用しない。また提出書類は返却しない。

（３）書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。

（４）提出書類は、優先交渉権者の決定に必要な範囲内において複写することがある。

（５）提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。

（６）参加者が１者のみであった場合でも、本件での選定は実施する。

（７）本件の契約に当たり、優先交渉権者が定める約款等による手続が必要な場合は、８の契約書の作成に併せて所要の手続を行う。